

<火災以外にもこんなに！火災保険の補償内容と補償範囲>

FPネットワーク神奈川会員 藤原洋子

賃貸住宅に入居する時や住宅ローン契約をする時に加入を求められるものの一つに「火災保険」があります。加入時には内容をよく読まれたと思いますが、時間が経つと記憶が薄らいでくのではないのでしょうか。火災保険は、火災が起こった時の補償はもちろん、火災以外で役立つ補償もたくさんあります。火災保険の補償内容について確認しておきましょう。

■火災保険の必要性

総務省消防庁の統計によると、令和元年（2019年）1～12月に起こった出火件数の概数は、37,538件、そのうち住宅火災は10,696件でした。令和2年（2020年）1月1日現在の日本の世帯数は約5,907万世帯と発表されていますから、火災に遭う確率は約0.018%となります。

火災に遭う確率は非常に低く、火災保険は必要ないと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、確率は低くても火災による経済的な損失は甚大です。「失火責任法」という法律により、自宅が出火元の場合でも、重大な過失がなければ隣家の被害に対して損害賠償責任を負わなくて済みますが、立場が異なり隣家から出火した場合に自宅に被害があっても、弁償してもらえない可能性があります。

火災保険に加入する場合、「建物のみ」、「家財のみ」、「建物と家財」というように対象を選ぶことができます。建物だけにした場合は、家具や家電製品などの家財に被害を受けた場合でも補償を受けることはできません。

N P O 法 人 F P ネットワーク 神 奈 川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

なお、賃貸住宅では、建物は自己の所有物ではありませんが、入居者には原状回復義務があります。火災保険に加入する際は、自分の家財が火災に遭った場合の「家財」への補償と、大家さんに対する補償としての「借家人賠償責任保険」に加入する形になります。

火災に遭った時の損失を貯蓄でまかなえるという方はとても少数だと思いますので、火災保険の加入の必要性は非常に高いのではないかと思います。

■火災保険の補償内容と補償範囲

火災保険の補償の代表的なものを紹介いたします。ここ数年、ゲリラ豪雨に伴って落雷も多いですね。私は以前、落雷でパソコンが壊れたことがあり、後になって、保険金を請求すれば良かった、と思ったことがあります。どのような場合に保険金が支払われるか確認しておきましょう。

・火災

火災やもらい火により住宅が燃えてしまったなど。

・落雷

雷が落ちて家電製品が壊れたなど。

・破裂、爆発

ガス漏れによって爆発が発生したなど。

・風災、雹（ひょう）災、雪災

台風や雹（ひょう）で窓ガラスが割れたなど。

・水濡れ

配水管の破損や賃貸空宅の上階から水漏れで、部屋が水浸しになったなど。

・水災

大雨による洪水で床上浸水したなど。

カルチャークラブ

・盗難

泥棒に窓ガラスを壊されたなど。

・落下、飛来、衝突

飛んできた野球ボールによって窓ガラスが壊れたなど。

以上が火災保険の代表的な補償内容ですが、総合型の保険商品もあれば、自分で必要な補償を選べる商品もあります。被害を受けた際に補償の対象ではなかった、ということのないように、どんな場合に補償されるのかを確認して自宅に必要な補償範囲を選ぶ必要があります。

■火災保険は自然災害で損害を受けたときでも補償される

最近では台風や大雨による大きな被害も報道されています。一般社団法人「日本損害保険協会」によると、近年の主な風水災等による火災保険関連の支払い額は、関西圏を中心に被害をもたらした平成30年の台風21号で9,363億円、東日本を中心に被害をもたらした令和元年台風19号で5,181億円、房総半島を中心に被害をもたらした令和元年台風15号で4,398億円となっています（2020年3月末現在の見込額）。自然災害の損害による保険金の請求が多いことが伺えます。

火災保険は、自然災害で損害を受けた場合でも補償されますので、このような災害時には大きな助けになります。なお、地震のリスクに備えるには、地震保険を火災保険に付帯して加入する必要があります。これからは台風が発生しやすくなる時期でもありますので、防災マップやハザードマップで、複数の避難経路を確認するなど災害への備えと同時に、念のためご自宅の火災保険の補償範囲を確認しておきましょう。